

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
北陸新幹線建設局入札監視委員会（第5回定例会議）議事概要

開催日及び場所		令和5年7月27日（木） 北陸新幹線建設局会議室	
委員		小松一雄（弁護士）、黒坂則子（大学教授）、乾徹（大学院教授）	
審議対象期間		令和4年10月1日～令和5年3月31日	
工事	抽出案件	件数 1件	(備考)
	一般競争入札方式 (政府調達協定適用対象以外)	北陸新幹線、白山・敦賀間レール削正	
役務	抽出案件	件数 1件	
	公募型競争入札方式	北陸新幹線、白山市・加賀市間騒音・振動測定	
物品等	抽出案件	件数 1件	
	一般競争入札方式	北陸新幹線（金沢・敦賀間）レール締結式会場設営等	
高落札率契約	抽出案件	件数 1件	
	一般競争入札方式	北陸新幹線、工所用機械装置運送	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等		意見・質問	回答
		別紙のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容		な し	

別紙（工事）

	意見・質問	回答
1	<p>一般競争入札方式（政府調達協定適用対象以外） 「北陸新幹線、白山・敦賀間レール削正」</p> <p>① 1者応札となった要因をどう考えているか。</p> <p>② 評価点のうち、ワークライフバランスの項目については加算されていない結果であった。今後のワークライフバランス認定取得推進についてはどう考えるか。</p> <p>③ 総合評価の評価点のうち、施工計画についての加点がなかったが、これについて何か見解はあるか。</p> <p>④ 本工事を分割せずに1者に請負わせることに合理性があるのか。</p> <p>⑤ 低入札調査報告書のうち当該価格で入札した理由について、経験のある若い社員を配置することで労務費を抑えたところがあるが、この記載の意味はなにか。</p>	<p>① 本案件は JR 西日本が所有する機械を機構が借用し、それを受注者に貸与して実施する工事であるため、同機械の取扱いに慣れた1者だけが参加することになったものと思われる。</p> <p>② 数年前より総合評価項目の1つに取り入れており、これにより間接的にワークライフバランスの認定取得を推奨しているという認識である。</p> <p>③ 専用車両を使用して実施する工事のため、技術的な工夫の余地は小さいと考えている。</p> <p>④ JR 西日本から借用するレール削正車両が1編成しかなく、車両の借用期間も6か月と限られているため、レール削正作業の工程を鑑みると、1件で発注することが合理的と考えた。</p> <p>⑤ 北陸新幹線（長野・金沢間）開業の頃に入社し、営業線でのレール削正業務を経験した若い社員を本業務にあたらせたということである。</p>

別紙（役務）

	意見・質問	回答
1	<p>公募型競争入札方式 「北陸新幹線、白山市・加賀市間騒音・振動測定」</p> <p>① 3者が辞退した理由は何か。</p>	<p>① 3者辞退の理由は分かりかねるが、路線延長の短い他の案件には本件を辞退した者も入札</p>

	<p>② 入札参加者選定基準で特定の条件に該当する場合は優位に評価することになっているが、応札価格が僅差であったとき、この優位性で落札業者が逆転することはあるか。</p> <p>③ 同様の案件が複数発注されたが、談合と見られる形跡は無かったか。</p>	<p>に参加しているため、各事業者が総合的に判断して辞退したと思われる。</p> <p>② 参加表明者が多かった際に業者を選別するための基準であるため、入札価格とは関係がなく、逆転することはない。</p> <p>③ 今回の発注では同様の案件を同時に3件発注し、うち2件は契約締結に至ったが、残りの1件は不調となった。それらの点を考慮すると談合があったとは考えられない。</p>
--	--	--

別紙（物品等）

	意見・質問	回答
1	<p>一般競争入札方式（総合評価） 「北陸新幹線（金沢・敦賀間）レール締結式会場設営等」</p> <p>① 1者応札となった要因をどう考えているか。</p> <p>② 一般のイベントとどういった相違点があるのか。</p> <p>③ QRコードでの受付システム等を用いるために競争参加資格認定の段階で情報</p>	<p>① 公告後に複数の事業者が本案件の設計図書をダウンロードしたが、参加表明に至った者は1者のみだった。レール締結式が軌道上で行う式典であり相当に特殊性のあるイベントであること、また頻繁に同種の業務が発注されるものではないことから、過去に同様の業務を経験した業者でなければ参加がしづらかったものとする。今後発注がある場合、式典の様子を示した写真などを設計図書に盛り込み、経験のない業者であっても入札に参加しやすくなるよう配慮したい。</p> <p>② 工事中の駅舎内で式典を実施した点、また軌道の真横に会場を設営し、招待者の目の前を軌道モーターカーが通過する内容が式典に含まれていたことから、特に安全への配慮を要した点が挙げられる。</p> <p>③ 使用した。</p>

	セキュリティに関する認証取得を必須としたものと思われるが、当日の式典でもQRコードによる受付は使用したか。	
--	---	--

別紙（高落札率契約）

	意見・質問	回答
1	<p>一般競争入札方式 「北陸新幹線、工所用機械装置運送」</p> <p>① 1者応札となった要因をどう考えているか。</p> <p>② 本件のような特殊な機械を運送できる業者はかなり限られるのか。</p> <p>③ 複数の事業者から見積もりを徴したとのことだが、複数の事業者とはどのような者か。</p> <p>④ 事業者が機構の発注情報を認知していなかった可能性があることについて、今後の手立てはどう考えているか。</p> <p>⑤ 低入札調査資料は詳細に記載があるが、高落札調書は画一的な理由の要因分析となっている。その違いと背景は何か。</p> <p>⑥ 高落札要因の一つを「過去の入札状況から参加者数は少ないと入札参加者が判断したと推察される。」としている。他の線区で同様の作業を発注したことを</p>	<p>① 機械装置運送の発注自体が非常に稀であるため、事業者が当機構の調達情報を習慣的に見ていなかったことが要因だと考えている。</p> <p>② 少なくないと考えている。</p> <p>③ 過去に機構の工所用機械運送を請け負った事業者である。</p> <p>④ 新幹線事業の工事の始まりと終わりにしか発注されない案件であり、発注回数を増やして認知を高める等の方策によることは難しい。</p> <p>⑤ 低入札の場合、ダンピング防止の観点から落札候補者にヒアリングしており、その内容を踏まえ候補者の受注の可否について詳細に分析している。一方、高落札については、10年ほど前に発生した北陸新幹線の談合事件を受けたことを契機に、談合の疑いがないかといった点について自主的に応札状況を分析しているものであるが、事業者へのヒアリング等を行っていないため画一的な要因分析としている。</p> <p>⑥ 九州新幹線で発注した際の結果を考慮して当該要因が考えられるとした。</p>

	踏まえたうえでの判断なのか。	
--	----------------	--

別紙（その他）

	意見・質問	回答
1	工事、役務、物品等の全体審議 なし	
2	高落札率契約の全体審議 なし	
3	一定規模以上の取引関係を有する法人との 契約の全体審議 なし	
4	その他 なし	